

高知県漁協経営改善資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県漁協経営改善資金（以下「改善資金」という。）利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、経営不振に陥っている漁業協同組合（以下「漁協」という。）が経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）の策定及び実行により、経営の改善及び基盤強化を図るために借り入れる借換資金である改善資金を融通する事業を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁協の経営の改善を図ることを目的とする。

(貸付対象者等)

第3条 改善資金を借り入れることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、高知県内に主たる事務所を有する漁協であって、繰越欠損金の額が5,000万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の2事業年度の当期利益金の平均額の10倍を超え、経営改善計画を策定し、及びその改善計画の蓋然性について、JF経営改善指導指針及びJF経営改善指導実務基準（平成19年6月15日付け全国漁業協同組合連合会制定。以下「指導指針」という。）に基づき、県、高知県漁業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会（令和4年10月31日以前においては高知県信用漁業協同組合連合会）その他関係機関で構成される高知県漁協指導協議会の認定を受けた上で、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会（以下「全国委員会」という。）の認定を受けている者、かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者とする。

2 前項の貸付対象者が借り入れる改善資金は、中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき主務大臣が指定する資金（平成10年6月大蔵省農林水産省告示第49号）第11項に該当するものでなくてはならない。

(融資機関)

第4条 改善資金を貸し付けることができる金融機関（以下「融資機関」という。）は、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。

(資金使途)

第5条 改善資金の資金使途は、経営の改善を図るための既に借り入れている借入金の全部又は一部の借換えとする。

(貸付利率等)

第6条 融資機関が漁協に対して改善資金を融通する場合の基準金利は、貸付実行日における漁業近代化資金の個人施設（20トン以上漁船を除く。）の基準金利とする。

2 改善資金の利子補給率は、基準金利の2分の1以内とする。

3 改善資金の貸付利率は、本資金の基準金利から前項に規定する利子補給率を控除した率とする。ただし、市町村が融資機関との契約により利子補給を行う場合は、その利子補給率を差し引いた率を実質の末端貸付利率とする。

(貸付限度額)

第7条 改善資金の貸付限度額は、2億円以内とし、貸付対象者の繰越欠損金額及び指導指針に基づき算出される次に掲げる額の合計額の範囲内とする。

- (1) 経済事業債権貸倒引当不足額
- (2) 棚卸資産評価損額
- (3) 減価償却不足額
- (4) 退職給付引当不足額
- (5) 信用事業譲渡特別資産等その他債権貸倒引当不足額
(償還期限及び据置期間)

第8条 改善資金の償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。

- (1) 償還期限は、10年以内とする。
- (2) 据置期間は、3年以内とし、償還期限に含まれる。
- (3) 貸付金の償還は、原則として年2回、元本均等償還とする。
(借入申込手続及び利子補給承認の申請)

第9条 改善資金の融資を受けようとする漁協は、融資機関に別記第1号様式による借入申込書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。また、債務保証が必要な場合は、債務保証委託書を併せて融資機関に提出しなければならない。

- (1) 経営改善計画
- (2) 経営改善計画の蓋然性について全国委員会の認定を受けたことを証明する書類
- (3) 過去3箇年の業務報告書
- (4) 直近の残高試算表
- (5) 整理対象債務の明細及び償還計画
- (6) 借入に関する理事会の議事録
- (7) 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書
- (8) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める書類

2 融資機関は、借入申込書の内容を審査のうえ、別記第2号様式による利子補給承認申請書に借入申込書及び前項各号に掲げる書類の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給承認の通知)

第10条 知事は、前条第2項に規定する利子補給承認申請書等の提出を受けたときは、内容について審査のうえ、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による利子補給承認書により融資機関に通知するものとする。

(貸付けの実行)

第11条 前条の規定による利子補給承認の通知を受けた融資機関は、経営改善計画に基づき貸付けを実行するものとする。

2 貸付けを実行した融資機関は、実行後直ちに別記第4号様式による貸付実行報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(経営改善計画の実施)

第12条 改善資金を借り入れた漁協（以下「借入漁協」という。）は、経営改善計画を誠実に実施しなければならない。

2 融資機関は、毎事業年度終了後、借入漁協に次に掲げる書類（様式等は指導指針による。）により漁協経営の状況を報告させるとともに、別記第5号様式による進捗状況報告書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

- (1) モニタリング進捗管理シート
 - (2) 修正貸借対照表（実態バランスシート）
 - (3) アクションプラン進捗管理表
- （貸付実行の中止）

第13条 融資機関は、知事の利子補給承認を受けた後、融資機関の事情により貸付実行を中止した場合は、直ちに別記第6号様式による改善資金貸付実行中止届を知事に提出しなければならない。ただし、借入漁協の事情による借入辞退については、別記第7号様式による改善資金借入辞退届を県に提出しなければならない。

（経営改善計画の変更）

第14条 借入漁協は、経営改善計画の変更について全国委員会の認定を受けたときは、変更後の経営改善計画及びその認定を受けたことを証明する書類を添えて、融資機関を通じて知事に提出しなければならない。

2 前項の変更について、借り入れた改善資金の償還に変更を伴う場合にあつては、第9条及び第10条の規定に準じて手続を行うものとする。なお、その場合であっても、利子補給期間は当初貸付実行日より10年を超えないことを原則とする。

（繰上償還報告書の提出）

第15条 融資機関は、借入漁協から当該資金の全部又は一部の繰上償還があつた場合は、直ちに別記第8号様式による改善資金繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。

（利子補給）

第16条 知事は、融資機関に対し、改善資金に係る利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

第17条 融資機関は、次条に規定する利子補給契約書に基づき、別記第9号様式による利子補給金計算書及び別記第10号様式による利子補給金請求書を次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日～6月30日	左欄の期間と同年度内の7月末日
下期分	7月1日～12月31日	左欄の期間と同年度内の1月末日

2 県が交付する利子補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。））の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、融資機関から利子補給金の請求があつた場合において適当であると認めたときは、

当該請求を受理した日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。

(利子補給契約書)

第 18 条 県と融資機関との間で締結する利子補給契約は、別に定めるものとする。

(利子補給金の返還等)

第 19 条 知事は、融資機関がこの要綱に違反したと認めるときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、借入漁協が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部の支払を打ち切ることができる。

(1) 経営改善計画の認定が取り消されたとき。

(2) この制度により借り入れた資金を目的外に使用したとき。

(3) 虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

(4) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(5) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。

(6) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(9) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(10) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(11) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(12) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(13) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 知事は、経営改善計画の実行により、その計画期間途中の事業年度において借入漁協の経営が改善したものであると判断される場合には、その翌事業年度以降について、本資金に係る資金の融資残高の有無に関わらず、利子補給金を交付しないものとする。

(延滞金)

第 20 条 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関係書類の保存)

第 21 条 融資機関は、この要綱による改善資金の貸付及び利子補給に係る関係書類を他と区分して利子補給終了後 5 年間保管しなければならない。

(書類の検査及び報告)

第 22 条 知事は、必要があると認めたときは、借入漁協及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、借入漁協及び融資機関は、これに協力しなければならない。

(情報公開)

第 23 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、高知県漁協経営改善資金利子補給金の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。